

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	22	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 公害防止に係る法規制・基準等に対応することを目的として事業者が設置する公害防止施設（汚水又は廃液処理施設）に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、適用期限を2年間延長する。</p> <p>・特例措置の内容 対象施設に係る課税標準となるべき価格に特例率（1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）を乗じて得た額を課税標準とする。</p>		
関係条文	<p>地方税法附第15条第2項第1号、地方税法施行令附則第11条第5項、 地方税法施行規則附則第6条第13項、排水基準を定める省令の一部を改正する省令附則別表</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — (▲62.1) [平年度] — (▲62.1) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 環境基本法で定める環境基準を達成・維持するため、水質汚濁防止法に基づく暫定排水基準が適用されている事業者の公害防止対策に対する一層の取組を促進し、産業公害の防止及び我が国の環境対策の推進、良好な生活環境の保全を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 環境基準の達成による、環境と経済が両立した経済社会の構築に向けては、暫定排水基準を一般排水基準に引き上げていくことが必要であり、そのためには、事業者が暫定排水基準の厳格化に対応していくことが必要であるが、非収益投資かつ継続的な設備投資は事業者にとって重い負担となっている。仮にこうした取組への事業者の対応が遅れる場合、排水による環境・人体への悪影響や事業者の社会的信用力の低下による立地地域における雇用の喪失に繋がるおそれがある。 なお、環境基本法及び水質汚濁防止法においては、環境負荷低減のための設備導入その他適切な措置に対しては、国も必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めることとされている。このため、法令に基づく規制措置だけでなく、税制等による経済的措置も組み合わせることで、事業者の負担を軽減し、継続的な設備投資を促す必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 環境政策の推進</p>
		政策の達成目標	環境基本法に基づく環境基準の達成・維持により、環境負荷物質の排出抑制、良好な水環境の保全、環境と経済が両立した経済社会の構築を図る。具体的には、水質汚濁防止法における暫定排水基準が適用されている業種に対して適正な排水処理を促し、全業種で一般排水基準を遵守することにより、公共用水域における水質環境基準の達成・維持を目指す。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間の適用期限の延長を要望。
		同上の期間中の達成目標	水質汚濁防止法における暫定排水基準が適用されている業種に対して、適正な排水処理を促し、一般排水基準への移行を促進する。
	政策目標の達成状況	環境基本法に基づく環境基準の達成率について、生活環境項目のBOD（生物化学的酸素要求量）、COD（科学的酸素要求量）については、昭和50年頃の環境基準達成率55%程度と比較して、令和5年度の環境基準達成率は全体で89.2%（前回要望時（令和3年度。以下同じ）：88.3%）と高い水準を維持しており、引き続き、この状況を維持・改善していくことが求められている。なお、平成13年以降、水質汚濁防止法による一般排水基準が追加・強化された際に暫定排水基準が適用されていたのべ78業種のうち、67業種が一般排水基準に移行しており、一定の成果が見られる。	
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和7年度（見込）：適用件数536件、取得価額4,396百万円、減収額81百万円 令和8年度（見込）：適用件数546件、取得価額3,478百万円、減収額62百万円 （経済産業省推計）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	水質分野の環境基準については、昭和50年頃の生活環境項目のBOD、CODに関する全体の環境基準達成率は55%程度であったところ、令和5年度の環境基準達成率は89.2%と大きく改善しており、水質環境の改善が図られてきたところである。他方で、更なる暫定排水基準の引き下げなど規制強化が見込まれる中、適正な排水を促し、公共用水における水質環境基準の達成を目指すためには、本制度の延長が必要。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	【税制】事業所税の課税標準の特例措置 事務所等を対象としている事業所税の課税標準の軽減措置と併せ設置することによって、事業者に対するインセンティブの効果を高め公害防止用設備の取得を促進。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・強い農業づくり総合支援交付金 11,952百万円（R7当初予算額） 共同利用（受益農業従事者5名以上）の場合に限り、畜産業に起因する排水による周辺環境への影響を軽減するために必要な浄化処理施設を整備する際に一部を補助。 ・畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業） 37,099百万円（R6補正予算額） 畜産クラスター計画を策定した地域に対し、収益性向上など、生産基盤の維持・強化に必要な機械導入や施設整備の際に一部を補助。 ・畜産環境対策総合支援事業 6,390百万円の内数（R6補正予算額） 地域の関係者等と連携し、高度な畜産環境対策の実施方法の検討や高度な畜産環境対策を行うための施設等の整備又は補改修の際に一部を補助。

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>「強い農業づくり総合支援交付金」には、総事業費が50百万円以上であること等の要件があり、零細規模の畜産農家が整備する汚水処理施設の規模では、対象とならない。また、「畜産環境対策総合支援事業」は、高度で先進的な施設の整備をモデル的に支援するものであり、現状の規制をクリアする一般的な施設は対象ではない。</p> <p>なお、補助事業の活用は、初期投資の低減に寄与するが、本措置はランニングコスト低減に寄与するものであり、両者を併用することによりさらなる汚水処理施設整備の促進が図られる。</p>
		要望の措置の妥当性	<p>環境対策設備の導入は事業者が取り組むべき課題の一つであるものの、環境規制は年々厳しくなっており、その都度、事業者には設備導入等の負荷がかかる側面がある。加えて環境対策設備の導入は幅広い業種に求められており、かつ、非収益設備であることから環境規制の円滑な施行の観点から、税制優遇による措置が必要である。</p>
これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連	税負担軽減措置等の適用実績		<p>【過去5年間の実績】</p> <p>令和2年度：適用件数 1,380 件、取得価額 16,735 百万円、減収額 329 百万円 令和3年度：適用件数 1,138 件、取得価額 15,436 百万円、減収額 282 百万円 令和4年度：適用件数 804 件、取得価額 7,278 百万円、減収額 205 百万円 令和5年度：適用件数 756 件、取得価額 5,032 百万円、減収額 140 百万円 令和6年度：適用件数 526 件、取得価額 5,557 百万円、減収額 104 百万円 (平年度ベース、経済産業省調べ)</p>
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績		<p>①適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格）</p> <p>②適用実績：公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置（地方税法附則第15条第2項）</p> <p>令和3年度：368,607,591 千円 令和4年度：359,911,022 千円 令和5年度：346,489,199 千円</p> <p>汚水又は廃液処理施設に係る適用金額は、上記額の内数</p>
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）		<p>水質分野の環境基準について、生活環境項目のBOD、CODについては昭和50年頃の全体の環境基準達成率は55%程度であったところ、令和5年度には89.2%にまで改善しており、前回要望時の高い水準も維持しているなど、水質環境の改善が着実に進んでいるところである。直近5年間の適用件数は年平均約920件程度の実績で推移しており、今後も幅広い業界において一定の設備の導入が見込まれている。</p>
	前回要望時の達成目標		<p>環境基本法に基づく環境基準の維持により、環境負荷物質の排出抑制、良好な水環境の保全、環境と経済が両立した経済社会の構築を図る。具体的には、水質汚濁防止法における暫定排水基準が適用されている業種に対して適正な排水処理を促し、全業種で一般排水基準を遵守することにより、公共用水域における水質環境基準の達成・維持を目指す。</p>

<p>する 事 項</p>	<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	<p>暫定排水基準の適用業種については、令和5年度以降、2業種対象の1項目が一般排水基準に移行し、3業種3項目について暫定排水基準の基準値が厳格化された。また、令和6年4月に1項目の一般排水基準が強化されたことに伴い、1業種対象に暫定排水基準が新たに設定された。 なお、対象事業者が暫定排水基準の適用業種に限定されて以降、過去4年間の適用件数は年平均で約660件となっており、本制度を活用した公害防止設備の導入が進められている。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和35年度 創設 昭和51年度 地方税法本則から同法附則に移行し、適用期限付きとなり、2年ごとの適用期限の延長を行うようになる 平成8年度 非課税から移行（非課税→1/6） 平成22年度 軽減税率引下げ（1/6→1/3） 平成26年度 軽減税率1/3を廃止し、地域決定型地方税特例措置を導入（特例率：1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合） 平成30年度 対象装置からバーク装置を除外。軽減税率の引下げ（特例率を「1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合」に変更） 令和2年度 脱有機酸装置及び脱フェノール装置を適用対象から除外。電気供給業を営む者が取得し電気供給業の用に供する施設を適用対象から除外。 令和4年度 対象事業者を暫定排水基準が適用される業種に限定。</p>	